佐倉市国民健康保険に係る一部負担金の減免及び徴収猶予に関する要綱 (趣旨)

- 第1条 この要綱は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第44条第1項の規定に基づき本市が行う国民健康保険に係る一部負担金の減額又は免除(以下「減免」という。)及び徴収の猶予(以下「徴収猶予」という。)の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。 (定義)
- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 実収入月額 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に基づき 保護の要否の判定に用いられる収入の認定額をいう。
  - (2) 基準生活費 生活保護法による保護の基準の一部を改正する告示(平成25年厚生労働省告示第174号)の規定による改正前の生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)に規定する基準生活費をいう。

(対象)

- 第3条 市長は、一部負担金の支払義務を負う世帯主又は世帯に属する者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、資産及び能力の活用を図ったにもかかわらず生活が困窮することにより一部負担金の支払が困難であると認められ、かつ、世帯主及び当該世帯に属する被保険者の預貯金総額が基準生活費の3か月分以下であるときは、当該世帯に属する世帯主の申請により減免又は徴収猶予を行うことができる。
  - (1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡し、若しくは 精神若しくは身体に著しい障害を受け、又は資産に重大な損害を受けたと き。
  - (2) 干ばつ、冷害、凍霜雪害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により収入が著しく減少したとき。
  - (3) 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。
  - (4) その他前3号に掲げる事由に類する事由があったとき。(認定の基準)
- 第4条 前条第1項の資産及び能力の活用を図ったとは、次の各号のいずれに も該当するものとする。この場合において、同一の住居に居住し、生計を一 にしている者は、原則として、同一の世帯員として認定する。
  - (1) 当該世帯に現に保有されている資産が生活又は営業上の必需財産であること。
  - (2) 当該世帯員のうち労働能力を有する者は、全て働いていること。ただし、

その者が働いていないことに真にやむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前条第一項の規定による生活の困窮に係る認定は、次の各号に掲げる区分 に応じ、当該各号に定めるところによる。
- (1)減免 当該世帯の実収入月額が基準生活費に120パーセントを乗じた 額以下であること。
- (2) 徴収猶予 当該世帯の実収入月額が基準生活費に120パーセントを乗じた額を超え、基準生活費に130パーセントを乗じた額以下であること。
- 3 減免の対象となる世帯に属する被保険者の疾病又は負傷に係る一部負担金 の取扱いは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。
- (1) 免除 当該世帯の実収入月額が基準生活費の110パーセント以下であること。
- (2)減額 当該世帯の実収入月額が基準生活費の110パーセントを超え、 120パーセント以下であること。この場合において、減額の割合は、5 割とする。

(期間)

- 第5条 減免の期間は、申請のあった日の属する月から起算した12月につき3か月を限度とする。ただし、同一の事由により当該期間を超えて減免を行う必要があると市長が認める場合は、申請に基づき3か月を限度として延長することができるものとする。
- 2 徴収猶予の期間は、申請のあった日の属する月を含めて6か月を限度とする。

(申請)

- 第6条 減免又は徴収猶予を受けようとする世帯主は、当該世帯員に係る同一 の疾病又は負傷ごとに、国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予申請 書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければなら ない。
  - (1) 収入状況申告書(別記様式第2号)
  - (2)給与証明書(別記様式第3号)
  - (3) その他資産及び申請理由を証明する資料 (審査)
- 第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上、 減免又は徴収猶予の可否について決定するものとする。
- 2 市長は、減免又は徴収猶予の可否の判定に当たって必要と認めるときは、 法第113条及び第113条の2の規定により、当該申請に係る世帯主(以下「申請者」という。)に対し、文書及び資料の提出を求め、又は質問を行う

ことができる。

(決定の通知)

第8条 市長は、第6条の規定による申請を承認したときは国民健康保険一部 負担金減額・免除・徴収猶予承認決定通知書(別記様式第4号)により、承 認しないときは国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予・不承認決定 通知書(別記様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(証明書)

- 第9条 市長は、減免又は徴収猶予を承認したときは、申請者に対し、国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予証明書(別記様式第6号)を交付するものとする。
- 2 国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予証明書により療養の給付を 受けようとする者は、国民健康保険被保険者証に添えて当該国民健康保険一 部負担金減額・免除・徴収猶予証明書を保険医療機関又は保険薬局(以下「保 険医療機関等」という。)に提示しなければならない。

(変更又は取消し)

- 第10条 市長は、減免の決定を受けた世帯が次の各号のいずれかに該当する ときは、直ちにその決定を変更又は取消しの上、減免によりその支払を免れ た額の全部又は一部を世帯主に返還させるものとする。
  - (1) 資力の回復その他事情等の変化により当該決定をすることが不適当であると認められるとき又は決定内容に変更が生じたとき。
  - (2) 虚偽の申請その他不正行為があったとき。
  - (3) 承認期間中に国民健康保険の資格を喪失したとき又は世帯変更したとき。
- 2 市長は、徴収猶予の決定を受けた世帯が次の各号のいずれかに該当すると きは、その決定を変更又は取消しの上、当該一部負担金の全部又は一部を一 括して徴収するものとする。
- (1) 徴収猶予を受けた者の資力等の変化により、徴収猶予を行う必要がなくなったと認められるとき又は決定内容に変更が生じたとき。
- (2) 一部負担金の納入を不当に免れようとする行為があったと認められると き。
- (3) 承認期間中に国民健康保険の資格を喪失したとき又は世帯変更したとき。
- 3 市長は、前2項の規定により減免又は徴収猶予の決定を変更したときは、 国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予変更通知書(別記様式第7号) により当該世帯主に通知するとともに、国民健康保険一部負担金減額・免除・ 徴収猶予変更保険医療機関等宛通知書(別記様式第8号)により既に当該減 免又は徴収猶予に係る療養の給付を受けた保険医療機関等に通知するものと する。

4 市長は、第1項の規定により減免又は徴収猶予の決定を取り消したときは、 国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予取消通知書(別記様式第9号) により当該世帯主に通知するとともに、国民健康保険一部負担金減額・免除・ 徴収猶予取消保険医療機関等宛通知書(別記様式第10号)により既に当該 減免又は徴収猶予に係る療養の給付を受けた保険医療機関等に通知するもの とする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。